指定区域に関する確認書（別添1）

　事業届出書（規則様式第2号）８－（１）（２）の参考資料として、関係法令等を所管する行政機関の担当窓口において、事業禁止区域及び抑制区域の該当確認を行い、その結果を記入して、添付書類として提出してください。

１　事業禁止区域

1. 砂防法（明治３０年法律第２９号）第２条の規定により指定された土地の区域

　　ア　該当の有無　　□該当あり　　　□該当なし

　　イ　確認部局　　　　　　　　　　　　　　　　（担当者：　　　　　）

　　ウ　確　認　日　　　　　　　年　　　月　　　日

　　エ　確認結果（当該法令に基づき太陽光発戦設備の設置が許可されている場合は、手続の進捗状況を具体的に記入すること。）

|  |
| --- |
|  |

1. 森林法（昭和２６年法律第２４９号）第２５条第１項の規定により指定された保安林

　　ア　該当の有無　　□該当あり　　　□該当なし

　　イ　確認部局　　　　　　　　　　　　　　　　（担当者：　　　　　）

　　ウ　確　認　日　　　　　　　年　　　月　　　日

　　エ　確認結果（当該法令に基づき太陽光発戦設備の設置が許可されている場合は、手続の進捗状況を具体的に記入すること。）

|  |
| --- |
|  |

1. 地すべり等防止法（昭和３３年法律第３０号）第３条第１項に規定する地すべり防止区域

　　ア　該当の有無　　□該当あり　　　□該当なし

　　イ　確認部局　　　　　　　　　　　　　　　　（担当者：　　　　　）

　　ウ　確　認　日　　　　　　　年　　　月　　　日

　　エ　確認結果（当該法令に基づき太陽光発戦設備の設置が許可されている場合は、手続の進捗状況を具体的に記入すること。）

|  |
| --- |
|  |

1. 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和４４年法律第５７号）第３条第１項に規定する急傾斜地崩壊危険区域

　　ア　該当の有無　　□該当あり　　　□該当なし

　　イ　確認部局　　　　　　　　　　　　　　　　（担当者：　　　　　）

　　ウ　確　認　日　　　　　　　年　　　月　　　日

　　エ　確認結果（当該法令に基づき太陽光発戦設備の設置が許可されている場合は、手続の進捗状況を具体的に記入すること。）

|  |
| --- |
|  |

1. 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）第９条第１項に規定する土砂災害特別警戒区域

　　ア　該当の有無　　□該当あり　　　□該当なし

　　イ　確認部局　　　　　　　　　　　　　　　　（担当者：　　　　　）

　　ウ　確　認　日　　　　　　　年　　　月　　　日

　　エ　確認結果（当該法令に基づき太陽光発戦設備の設置が許可されている場合は、手続の進捗状況を具体的に記入すること。）

|  |
| --- |
|  |

２　抑制区域

1. 宅地造成等規制法（昭和３６年法律第１９１号）第３条第１項の宅地造成工事規制区域

　　ア　該当の有無　　□該当あり　　　□該当なし

　　イ　確認部局　　　　　　　　　　　　　　　　（担当者：　　　　　）

　　ウ　確　認　日　　　　　　　年　　　月　　　日

　　エ　確認結果（許可、認可、届出等の手続が必要な場合は、手続の進捗状況を具体的に記入すること。）

|  |
| --- |
|  |

1. 河川法（昭和３９年法律第１６７号）第６条第１項の河川区域及び同法第５４条第１項の河川保全区域

　　ア　該当の有無　　□該当あり　　　□該当なし

　　イ　確認部局　　　　　　　　　　　　　　　（担当者：　　　　　）

　　ウ　確　認　日　　　　　　　年　　　月　　　日

　　エ　確認結果（許可、認可、届出等の手続が必要な場合は、手続の進捗状況を具体的に記入すること。）

|  |
| --- |
|  |

1. 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）第７条第１項に規定する土砂災害警戒区域

　　ア　該当の有無　　□該当あり　　　□該当なし

　　イ　確認部局　　　　　　　　　　　　　　　（担当者：　　　　　）

　　ウ　確　認　日　　　　　　　年　　　月　　　日

　　エ　確認結果（許可、認可、届出等の手続が必要な場合は、手続の進捗状況を具体的に記入すること。）

|  |
| --- |
|  |

1. 自然公園法（昭和３２年法律第１６１号）第２条第３号に規定する国定公園の区域

　　ア　該当の有無　　□該当あり　　　□該当なし

　　イ　確認部局　　　　　　　　　　　　　　　（担当者：　　　　　）

　　ウ　確　認　日　　　　　　　年　　　月　　　日

　　エ　確認結果（許可、認可、届出等の手続が必要な場合は、手続の進捗状況を具体的に記入すること。）

|  |
| --- |
|  |

1. 奈良県自然環境保全条例（昭和４７年奈良県条例第２６号）第２７条第１項に規定する景観保全地区

　　ア　該当の有無　　□該当あり　　　□該当なし

　　イ　確認部局　　　　　　　　　　　　　　　（担当者：　　　　　）

　　ウ　確　認　日　　　　　　　年　　　月　　　日

　　エ　確認結果（許可、認可、届出等の手続が必要な場合は、手続の進捗状況を具体的に記入すること。）

|  |
| --- |
|  |

1. 文化財保護法（昭和２５年法律第２１４号）第２７条第１項に規定する重要文化財、同法第５７条第１項の規定により登録された有形文化財、同法第７８条第１項に規定する重要有形民俗文化財及び同法第１０９条第１項に規定する史跡名勝天然記念物が所在する区域及びその近接する土地並びに同法第９３条第１項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地

　　ア　該当の有無　　□該当あり　　　□該当なし

　　イ　確認部局　　　　　　　　　　　　　　　（担当者：　　　　　）

　　ウ　確　認　日　　　　　　　年　　　月　　　日

　　エ　確認結果（許可、認可、届出等の手続が必要な場合は、手続の進捗状況を具体的に記入すること。）

|  |
| --- |
|  |

1. 奈良県文化財保護条例（昭和５２年奈良県条例第２６号）第４条第１項に規定する奈良県指定有形文化財、同条例第３１条第１項に規定する奈良県指定民俗有形文化財及び同条例第３８条第１項に規定する奈良県指定史跡名勝天然記念物が所在する区域及びその近接する土地

　　ア　該当の有無　　□該当あり　　　□該当なし

　　イ　確認部局　　　　　　　　　　　　　　　（担当者：　　　　　）

　　ウ　確　認　日　　　　　　　年　　　月　　　日

　　エ　確認結果（許可、認可、届出等の手続が必要な場合は、手続の進捗状況を具体的に記入すること。）

|  |
| --- |
|  |

1. 御所市文化財保護条例（平成４年御所市条例第２５号）第５条第１項に規定する御所市指定文化財が所在する区域及びその近接する土地

　　ア　該当の有無　　□該当あり　　　□該当なし

　　イ　確認部局　　　　　　　　　　　　　　　（担当者：　　　　　）

　　ウ　確　認　日　　　　　　　年　　　月　　　日

　　エ　確認結果（許可、認可、届出等の手続が必要な場合は、手続の進捗状況を具体的に記入すること。）

|  |
| --- |
|  |

1. 農地法（昭和２７年法律第２２９号）第４条第６項第１号イの農用地区域及び同号ロの規定による第１種農地

　　ア　該当の有無　　□該当あり　　　□該当なし

　　イ　確認部局　　　　　　　　　　　　　　　（担当者：　　　　　）

　　ウ　確　認　日　　　　　　　年　　　月　　　日

　　エ　確認結果（許可、認可、届出等の手続が必要な場合は、手続の進捗状況を具体的に記入すること。）

|  |
| --- |
|  |

（10）　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成１４年法律第８８号）第２８条第１項の鳥獣保護区の区域

　　ア　該当の有無　　□該当あり　　　□該当なし

　　イ　確認部局　　　　　　　　　　　　　　　（担当者：　　　　　）

　　ウ　確　認　日　　　　　　　年　　　月　　　日

　　エ　確認結果（許可、認可、届出等の手続が必要な場合は、手続の進捗状況を具体的に記入すること。）

|  |
| --- |
|  |

（11）　都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第８条第１項第１号に規定する第一種住居地域、第二種住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域

　　ア　該当の有無　　□該当あり　　　□該当なし

　　イ　確認部局　　　　　　　　　　　　　　　（担当者：　　　　　）

　　ウ　確　認　日　　　　　　　年　　　月　　　日

　　エ　確認結果（許可、認可、届出等の手続が必要な場合は、手続の進捗状況を具体的に記入すること。）

|  |
| --- |
|  |

･････････････････････････････････････････････････････････････････････････

※　奈良県太陽光発電施設の設置及び維持管理等に関する条例（令和5年奈良県条例第４２号）第6条による知事許可の要否を確認して、ご記入ください。

　　ア　許可の要否　　□必要あり　　　□必要なし

　　イ　確認部局　　　　　　　　　　　　　　　（担当者：　　　　　）

　　ウ　確　認　日　　　　　　　年　　　月　　　日

　　エ　確認結果（許可その他の手続が必要な場合は、手続の進捗状況を具体的に記入すること。）

|  |
| --- |
|  |

※　条例第5条の規定により、事業禁止区域に該当する場合は、原則として事業が実施できません。

※　条例第6条の規定により、抑制区域に該当する場合は、事業を実施しないよう協力を求めます。事業自粛に協力できない場合は、その理由を記入してください。

|  |
| --- |
|  |